

小平市立小・中学校
保護者 各位

小平市教育委員会

令和5年度 小平市立小・中学校第3子以降学校給食費無償化制度について

多子世帯の学校給食費負担を軽減するため、同じ世帯内で義務教育期間（小・中学校）に属する子が3人以上おり、そのうち小平市立小・中学校に通う3人目以降の児童・生徒について、申請により令和6年1月から3月までの学校給食費を無償化します。無償化に該当する場合、徴収した学校給食費は3月末に返金します。以下の【要件】に該当する保護者の方は、申請方法及び申請期間を参照のうえ、ご申請ください。

1 無償化の対象となる要件

次の全ての要件に該当する場合、第3子以降の学校給食費（実負担分）を無償化します。

その他、ご不明な点等につきましては、問合せ先へご相談ください。

- 【要件①】第3子以降の子は、市内に在住している
- 【要件②】第3子以降の子は、同じ世帯の小・中学校に在学する年長の子を第1子とした場合の、第3子以降の子である
- 【要件③】第3子以降の子は、小平市立小・中学校に在学している
- 【要件④】第3子以降の子は、小平市立小・中学校で、学校給食の提供を受けている
- 【要件⑤】第3子以降の子は、小平市立小・中学校で、学校給食費を滞納していない
- 【要件⑥】第3子以降の子は、就学援助、生活保護、その他の制度により学校給食費の実負担を免除されていない
- 【要件⑦】申請をする方（保護者等）は、申請する子（第3子以降の子）と同じ世帯に属している

◆適用例◆

※丸囲み数字は適用の判断基準となる子の人数です。

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化適用子
例1	市立中学生①	市立中学生②	市立小学生③	市立小学生④	第3子、第4子
例2	私立中学生①	私立中学生②	私立小学生③	市立小学生④	第4子
例3	大学生	市立中学生①	市立小学生②	市立小学生③	第4子
例4	市立中学生① (住民票市外)	市立中学生② (住民票市外)	市立小学生③ (住民票市外)		該当なし
例5	市立中学生①	市立小学生②	未就学児		該当なし

2 申請方法

QRコードまたはURLより、案内に従って、ご申請ください。

URL <https://logoform.jp/form/exdH/473403>

QRコード



3 申請期間

令和6年2月1日（木）から令和6年3月1日（金）まで

4 令和6年度以降分の申請

申請時期などを含め、別途お知らせします。

問合せ先 小平市立学校給食センター
電話 042-345-2821（直通）